

三次市地域公共交通計画（案）パブリック・コメント実施要領

令和2年12月

地域振興部（定住対策・暮らし支援課）

1 募集期間 令和3年1月7日（木）～1月27日（水） 21日間

2 意見募集の趣旨

本計画は、市民の暮らしを支え続けられる持続可能な地域公共交通体系の形成を図るための基本計画（マスタープラン）として、その基本的な方針や事業内容等を定めることを目的とし、現在の三次市地域公共交通網形成計画の令和2（2020）年度までの計画期間満了及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、計画策定の公平性・透明性を確保し、市民とともにまちづくりを進めていくことを目的として、広く市民の意見を求めるものです。

3 意見提出ができる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 本事案に利害関係を有する人

4 実施方法

- (1) 閲覧資料の内容
三次市地域公共交通計画（案）
- (2) 関係資料の閲覧場所
ア 三次市ホームページ
イ 市役所1階 総合案内
ウ 市役所東館3階 地域振興部 定住対策・暮らし支援課
エ 各支所窓口

5 意見の提出方法

「ご意見記入用紙」に記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。意見記入用紙は任意のものでもかまいませんが、住所、名前、電話番号を記載してください。なお、郵送、FAX、メールは最終日の消印または送信記録のものまで有効とします。

ア 持参の場合：市役所本館3階（定住対策・暮らし支援課）または各支所窓口へ持参

イ 郵送の場合：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市地域振興部 定住対策・暮らし支援課

ウ ファックスの場合：0824-62-6129 へ送付

エ 電子メールの場合：teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp へ送信

※匿名や住所、名前、電話番号の記載がないものは、受け付けできません。

6 提出していただいた意見の取り扱い

お寄せいただいた意見は、十分に考慮し、三次市の考えとともに整理した上で、公表することとし、公表の際には、意見の内容のみを公表するものとします。また、住所・名前などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用しないものとします。

なお、個々の意見に直接回答はしないものとし、あらかじめ了承をお願いするものとします。

7 問い合わせ先

担当部署：三次市地域振興部 定住対策・暮らし支援課 定住対策・暮らし支援係

電話番号：0824-62-6129

FAX 番号：0824-62-6235

E-mail：teijyu @city.miyoshi.hiroshima.jp

8 市民へのパブリック・コメント実施の周知

ア 広報みよし1月号

イ 三次市ホームページ

ウ その他